b）複数の高圧受配電設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事
① 機器の製作（他社への依頼製作を含む）
② 機器の設置
③ 試験調整

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外（「伝送・情報処理設備工事」1,150点以上の有資格者）
次のａ）又はｂ）のいずれかの実績を有すること
ａ）交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事
① 機器の製作（他社への依頼製作を含む）
② 機器の設置
③ 試験調整
ｂ）複数の高圧受配電設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事
① 機器の製作（他社への依頼製作を含む）
② 機器の設置
③ 試験調整

⑸ 主要機器　当該工事における主要機器製作予定業者（他社への依頼製作を含む）は①～③の実績及び体制を有すること。
なお、主要機器は「中央監視制御装置」とする。
① 平成20年度以降の下記に示す納入実績
提出できる納入実績は各々１件とするが、同一工事で各々の納入実績を有する必要はない。
次のａ）かつｂ）の実績を有すること
ａ）交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置
ｂ）複数の高圧受配電設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置

② 主要機器に対する保守技術支援体制
主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。原則として自社の組織とするが、他社に依頼する場合は、その会社名を示すこと。
③ 主要機器の改造・修理に関する基本契約の受注体制　主要機器の引渡後に改造・修理が発生した場合において、契約締結後受注が可能である会社名を示すこと。改造・修理に関する受注体制は、機器製作業者又は機器製作業者が指名した業者とする。

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が記４⑶①の申請書提出期間までに提出されていること。
④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式
⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。
⑵ 技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」、「保守体制」、「品質管理①」「品質管理②」「社会的要請」を評価項目とする。
⑶ 評価項目及び評価指標
・保証条件等
評価項目　総合的なコストに関する事項
無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間
評価指標　無償修理保証期間（※１）及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。対象は主要機器とする。評価数値の算出方法は以下のとおり。
（無償修理保証期間［年］×１）＋（保守部品の供給保証期間［年］×0.2）
【無償修理保証期間】
本工事がしゅん功（完了）認定された日からの無償修理保証期間（最低値を１年とする。ただし10年を限度とする。）を記述する。
【保守部品の供給保証期間】
保守部品の供給保証期間は、本工事がしゅん功（完了）認定された日からの期間（最低値を５年とする。ただし９年を限度とする。）を記述する。

・保守体制
評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項
保守体制
評価指標　派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間を数値方式で評価。
６時間を評価数値の最低値とする。
対象は主要機器とする。
なお、３か所の保守拠点までの要する移動時間をすべて提出し、最大時間にて評価する。
保守拠点：川崎道路管制センター・一宮道路管制センター・金沢道路管制センター
・品質管理①
評価指標　連携される各拠点間（川崎ＤＫＣ、一宮ＤＫＣ、金沢ＤＫＣ）での切替（他拠点でのバックアップ運用のためのサーバ切替）試験時の正常動作確認手法の具体的提案を判定方式で評価。
・品質管理②
評価指標　連携される各拠点間（川崎ＤＫＣ、一宮ＤＫＣ、金沢ＤＫＣ）での現地試験調整時の運用監視体制の具体的提案を判定方式で評価。
・社会的要請
評価指標　既設幹線伝送設備との接続時においてお客様に対する影響を最小限とする作業手順・施工計画の具体的提案を判定方式で評価。

※１　求める製品保証の内容
・下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用

●保証対象外
・使用上の誤り、製品及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷